

・他職種との連携はどのように行っているのか。問題はないか。

c. 課題から今後の援助の方向性の検討

d. 事例提供者および参加者から印象、感想

(4) 事例検討に際して配慮・工夫したいこと

①事例提供者との事前調整

事例提供者がどのようなことを問題に提起するのか、また検討会にどのようなレポートを提示するのか等について事例提供者、司会者、助言者の3者で事前打ち合わせを行い、学習効果がより高められるよう努める。

②事例検討会の進行

・事例のイメージ化が充分にできるよう、質疑応答に十分な時間をかける。

・できるだけメンバーが主体的に参加できるよう、「事例の課題と今後の援助の方向性」については意見を出し合う。

・グループワークの内容を模造紙に記録することによって、意見をもれなく受けとめて整理し、話し合っていること（焦点）が明確になるようする。

・事例の中から解決すべき課題について整理する。特に問題となっている原因は何かを考え整理することで、今後どう援助していったらよいかの解決策につなげやすい。

・討議では事例に関わった保健婦がこれまでに行ってきた援助技術の利点や優れた点、効果的と思われる点に注目し、参加メンバーの学びとする。学べたところは事例提供者に意見として述べることで、事例提供者の明日からのやる気につながる。

・他職種の批判やその職場条件についての議論に固執し討論がゆきづまった場合は、再度話し合いの視点を確認しあい、あくまでも保健婦としての役割、機能を考えるよう努める。

## 第2章 現任教育方法の各論編

この章を始める前に保健所保健婦の役割・機能についてもう一度考えてみたい。平成11年4月に出された地域における保健婦及び保健士の保健活動指針によると、「都道府県保健所に所属する保健婦は、保健所内の他職種と協働して、また、専門機関等の協力を得て、広域的に健康問題を把握し、先駆的かつモデル的な保健事業を実施し、その普及を図ること、また、精神保健福祉対策、難病対策、結核・感染症対策、エイズ対策等においてより専門的な保健サービスを提供するとともに、市町村の求めに応じて専門的な立場から、技術的な助言及び支援に努めること。さらに、各種保健計画に参画し、広域的な関係機関との調整を図りながら、保健・医療・福祉の包括的なシステムの構築を図ること。」としている。このことは、保健所の保健婦に広域的な視点にたつて実態把握をし事業を考えることすなわち企画能力と、関係機関との調整を図る調整能力が重要であること、および市町村保健婦に対して専門的な立場から助言をおこなうことが重要と述べている。保健所の保健婦には直接住民に対してサービスを提供する一次機能ではなく、公衆衛生の視点からの専門性（地区診断などをし、健康問題を発見し組織的な努力で解決していくこと）を発揮することが期待されている。つまり、現在は直接サービスが一部限られたものだけになってしまう以外、地域保健法施行以前から現在まで保健所保健婦が行ってきた活動内容と大きく違うことはなく、公衆衛生看護の専門家として、何ら特別のことをもとめられているわけではない。

したがって、保健所保健婦は保健婦の様々な方法、家庭訪問、ヘルスケアチームづくり、地区診断などを確実にいながら、企画・調整機能などを果たすための能力を育成することが大切である。そこで、本章では、保健所保健婦が企画・調整機能や情報機能において果たす役割やこれらに含まれる活動方法を説明し、そのための現任教育方法について述べる。

### I 調整機能を高めるために

#### 1 家庭訪問

##### 1) 新任期の達成目標

新任保健婦（士）が達成すべき能力は、保健婦（士）としてもっとも基本的な個別援助、すなわちケース（本人および家族）のセルフケア能力を高め、QOLを向上するための援助が的確にできるようになることである。そのための有効な手段として実施される家庭訪問は新任期においては重要で能力を高める機会といえる。

家庭訪問において新任期はまず公衆衛生看護活動の原則である「家族をサービスの一つの単位」とした援助（本人の健康問題への援助、家族員の健康問題への援助、疾病罹患による家族関係の変化、家族役割・育児・介護分担のあり方）の考え方を事例を重ねて追求していく姿勢が大切である。そのなかで、ケースに必要な関係機関・職種を考えたり、援助に必要な情報の収集・伝達ができる、またケースの問題解決にあたるヘルスケアチームとしての共通目標や、個々のメンバーの役割・機能を考え、それが共有できるための機会や手段についても考えることができるといった調整能力を身につけていくようにする。

特に保健所保健婦（士）の場合は、市町村と保健所の機能・役割について充分認識し、必要に応じて市町村保健婦と連携・協働を図れるよう心がけることが必要である。例えば未熟児や障害児に対する支援は地域保健法の枠組みのなかでは保健所の役割であるが、ケースにとっては市町村実施の乳幼児健診や子育て支援事業などを当然活用するし、また活用を促していく働きかけが必要である。そのため、各々のサービスがケースにとって有効に機能し、一貫した支援が受けられるよう調整しておくことなどは新任期であってもできなければならない。少なくともケースに対する指導内容が保健所と市町村で異なりケースが混乱するということはあってはならないし、その際の必要な情報提供には必ずケースの承諾を得るなどの基本的な援助姿勢は、確実に身につけておきたい。

## 2) 現任教育方法

現任教育にあたる者は、家庭訪問では専門職として一人で責任ある判断・行動を求められるため、新任保健婦にとっては特に自分の判断がよかったのか、実施した援助は適切であったのか多くの迷いや悩み、課題を抱えて帰所することが多いということをまず認識しておく必要がある。また保健婦経験だけでなく、生活体験自体乏しいため、住民の多様な価値観、生活そのものの捉え方も不十分であることが考えられる。そのため可能な限り家庭訪問に出かける際には目的や準備状況を確認し、帰所後は訪問目的が達成できたか、ケースや関係職種との間でうまく対応できなかったり、困ったことはないかなど本人の関心事を中心に、援助の方向性や関係職種との連携状況などを確認（口頭および訪問記録から）することが重要である。そこでは決して指導者側の考えを押しついたり、安易に解決策を提示するのではなく、あくまでも「やりとり」自体を重要視して、新任保健婦自身が自分の訪問援助技術や家族援助の考え方、他職種との連携・協働のあり方を振り返りながら確認し、問題に気づいて方向性を見いだせるプロセスにつき合うという姿勢が大切である。もちろんケースにとって不利益な援助は直ちに修正しなくてはならないが、この場合でもなぜ修正が必要であったか、必ず新任保健婦が修正理由を考えられる機会を設けるようにする。このようなやりとりを繰り返すことで、新任保健婦は徐々に本人の援助に自信を持って次回の援助計画が立てられるようになっていたり、一つのケースから学んだ援助を別のケースに生かすことができるようになってくると考える。またこのような個別援助の積み重ねによって受持地区全体の健康問題を捉えていくという視点も「やりとり」のなかで同時に投げかけていくことで、保健婦（士）の地区活動の手段としての家庭訪問を常に意識できるようになっていく。

家庭訪問の現任教育においては事例検討会を開催することも有効である。詳細については第1章のIVに記述したとおりであるが、事例検討会は本来の目的達成（ケースの問題解決のための関係職種との援助の方向性の共有、役割分担の確認など）だけでなく、事例をまとめる作業は自分の援助を見直し、その場その場の保健婦としての援助行為の意図・判断を明らかにする機会となって前述の家族援助のあり方を追求することができる。そのため新任保健婦が積極的に事例提供者になれるよう支持することは重要なことである。

## 2 ヘルスケアチームづくり

### 1)ヘルスケアチームづくりにおける調整機能

一人の人間の要求を幅広く満たすためには、幅広い人たちの協力が必要である。しかし、

保健婦の地区活動においては、施設内とは異なり、最初から協力しうる多様な人材が整っているわけではないため、住民の問題解決に必要な各種の専門・非専門職の協力を積極的に創り出していくことが必要である。さらに、一人の事例で実現した協力体制を、同様の事例に適用するなどその地域の人々の問題解決に広く応用できる恒常的な地域ケアシステムとして機能にしておく必要がある。以上のように、必要な関係者をケアチームに取り込み、その調整をはかる能力は、保健婦に最初から備わっているものではなく、個別事例を通じてヘルスケアチーム作りを行う中から培っていくことが重要である。

## 2) 新任期の達成目標

ヘルスケアチームづくりにおいて新任保健婦が身につけるべき調整能力として次のことがあげられる。

- ・ 担当ケースのニーズを満たすために必要な職種を考えられる
- ・ 担当ケースへの援助へのサポートを所内の上司等から受けることができる
- ・ 上司等のサポートを受けながら、必要な人々から情報を収集することができる
- ・ ケース援助の共通目標とチームメンバーの役割を考えることができる
- ・ チームメンバーと目標を共有し役割を分担するための機会や手段を考えることができる
- ・ ヘルスケアチーム作りの必要性が理解でき、事例提供者になれる
- ・ ケース援助のための会議（事例検討会）に参加し、自分が果たすべき役割や他のメンバーに望む役割について考えることができる

特に保健所保健婦としては、市町村保健婦との連携によるヘルスケアチーム作りのあり方を考えられることが重要である。

## 3) 現任教育方法

新任期にはまず、一事例でも個別事例の援助を責任持って成し遂げ、その成果を体験することが重要である。すでに事例に関わっている関係者には直接連絡を取り、事例に対する援助目標を共有し、保健婦としての役割を受け持つ。そして、援助経過の中で、関係者各々に対して自分が行った援助をその意図や判断とともに伝えたり、相手の援助内容や考えを聞いたりすることを繰り返す。そのことによって一人の専門職としての姿勢を身につけていくことが大切である。指導者としては、新任保健婦の個別援助の状況と関係者との関わりの状況を確認し、必要に応じて関係者との連携方法を具体的に助言する。その中で、個を大事にする姿勢や他職種との関係の中での保健婦の責任を伝え、新任保健婦が実施した個別援助の成果をともに確認しあうといった関わりが重要である。また、難病患者や精神障害者など、地域における支援体制が確立していない状況では、患者を救うために必要な機関や職種に粘り強く働きかけていくことが不可欠であり、上司や指導者との共同作業や後押しを得ながらすすめることによって、上司から保健婦としての積極的な姿勢と効果的な戦略を学ぶことができる貴重な機会となる。

また、保健所保健・福祉サービス調整推進会議や高齢者サービス調整チーム等を含めてケース援助を検討するための会議への参加も重要である。会議を通じてヘルスケアチームが作られていく過程を体験することによって、効果的な会議の活用方法や、検討会における保健婦の対応の仕方（参加する他職種の考えを理解し、保健婦としての意見を述べるなど）を学ぶことができる。

### 3 健康診査

#### 1)健康診査事業実施における調整機能

健康診査は、ある年齢層や疾患を切り口として該当する住民全員を対象に、疾患や異常のある人をスクリーニングする機会であり、住民側からみると自分の健康状態を確認し、健康回復・健康増進に向けて必要な援助を得る重要な機会である。そのため保健婦は、住民に提供する各種の健康診査について、精度・技術レベルをより高め、事後指導も含めて受診者一人一人の健康生活に有効な援助が提供できるように、適切な専門職の協力を求めていくことが不可欠である。現在老人保健事業評価に関する取り組みも進められてきており、市町村の状況に合わせた健診項目・内容の検討や精度管理など、各専門職種・機関との調整は非常に重要である。

さらに、健康診査の運営に携わってもらうことを通じて各職種・機関と相互理解が深まり、協力関係ができていくが、そこで得た関係を地域住民の健康を守るための他の活動にも拡げていくことが重要である。そのため、保健婦は、医師、歯科医師、栄養士等に従事する職種に対し健康診査の結果に基づいて住民のヘルスニーズを共有し、その解決のための共同活動方法を検討するなど、システム作りの推進役を果たすことが重要である。

#### 2)新任期の達成目標

健康診査事業実施において、新任期の保健婦が身につけるべき調整能力として次のことがあげられる。

- ・各健康診査に必要な人材や協力依頼が必要な機関を考えることができる
- ・先輩や上司の支援を得ながら、職場内の必要な部署・人材や必要な関係機関に、事業目的や方法を説明して協力を依頼することができる
- ・事業実施後に、事業評価をふまえて協力関係のあり方を見直すことができる
- ・必要があるところには先輩や上司の支援を得ながら再度評価の内容を付け加えて協力依頼することができる

特に、現在の地域保健活動を考えると、ほとんどの健康診査事業は市町村が実施主体であるので、保健所保健婦としては、市町村の健康診査事業の充実に向けた支援ができる力をつけていくことが重要である。つまり、市町村の実施する健康診査事業の企画に参画し、必要な職種・機関の調整を市町村保健婦とともに行うことが必要である。規模の小さい町村では特に各種健診に必要な専門職の量的・質的確保が困難なことも多いため、保健所から地区医師会等関係団体に協力依頼を行ったり、適切な人材の情報を収集したりするなど保健所の組織的な対応が不可欠である。それには新任期の保健婦であっても、市町村が実施する健康診査に必要な人材の判断と市町村側の要望を捉えられ、それを確実に保健所の上司につなぎ、上司と同伴して、保健所としての的確に対応する方法・技術を学ぶことが必要である。

#### 3)現任教育方法

上記の能力を身につけていくためには、新任期には実際に市町村の健康診査事業に参画することが望ましい。市町村保健婦は、新人であっても一つの健康診査を担当し、上司や先輩の監督のもとに、事業の企画、必要な職種の選定と依頼及び調整、当日の運営、事業実施後の評価と次年度計画という一連の過程を責任もって行うことになる。そこで、保健所保健婦としても市町村保健婦とともに企画・運営・評価・次年度計画の一連の過程を経

験することが望ましい。現在の保健所の業務体制としては、保健所保健婦が市町村の対人保健サービスに出向くことは難しい状況もあるが、新任保健婦教育として、市町村実施の健康診査事業に派遣し市町村保健婦とともに事業の企画運営に関わるようにしたい。新人保健婦は、一スタッフとして健康診査に加わり、受診者の健康状態・生活状況・健康意識等を直接捉えることによってこそ、住民のニーズが捉えられ、それに対応するための健康診査のあり方を考えることができるのである。また、市町村保健婦とともに働きながら、市町村保健婦がその健康診査をどうしていきたいのか、どこに困難を抱えているのか等を聞き、市町村保健婦とともに対応策を考えていくことが重要である。筆者の経験でも、保健所保健婦に就職し担当の町の乳児健康診査に月1回出向いたが、その時の自分は、問診や保健指導に携わり受診者の求めや心配事に何とか応えようとすることで精一杯であった。しかし1～2ヵ月経過した頃に、町の保健婦から「この町の乳児健康診査はどうか？どこか改善すべき点はありますか？」と聞かれ、ハッとしたことを覚えている。自分が一スタッフとしてではなく、保健所保健婦としての役割を求められているのだと自覚することができたのである。

担当する健康診査が既存事業であって関わる職種や機関も決められている場合が多いが、そのような場合でも当該健康診査の目的・目標を理解し、各々の職種に期待する役割を考えた上で、関わる各職種に対して直接自分の言葉で事業の目的や方法、協力を求めたい内容・役割を伝え、相手の考えを聞くという経験をするのが大切である。事業実施においては、各担当者の役割遂行状況を確認する。とりわけ、毎回の実施後カンファレンスは、受診者の健康問題の具体例をもとに、事後管理の役割分担や今後の運営方法の改善策を、関わるスタッフ間で話し合う重要な場であり、この話し合いが、事業だけでなくその他の活動における協力に発展する可能性が大きいものである。そこでの先輩保健婦の判断や他職種への要望の伝え方を学び、また自分の判断に対して先輩保健婦や他職種から意見を得ることが大切である。

事業実施に必要な人材確保や協力体制づくり、さらに事業を発展させて地域ケアシステムを推進することは主として中堅・管理者の役割となるが、協力を得るために必要な資料作成、会議の活用、他機関との交渉方法の検討など、調整に必要な方法論を新任期から学んでいくことが必要であり、そのためには、資料作成や会議の準備の一部を担わせたり、会議や交渉の場面にできる限り多く同席させたりしながら、その意図を伝えていくことが大切である。

#### 4 健康相談と健康教育

保健婦の活動は、地域の健康レベルの向上を目的とし、人々の健康意識に働きかけながら、最終的には、地域社会の潜在能力を引き出し、地域住民が力を出し合って主体的に問題解決していけることを目標としている。しかしながら、保健婦の目指すべきゴールは地域全体であっても、その方法は個々に対する健康生活への援助の積み重ねであり、対象である住民のセルフケア能力を高めることなしに地域全体の健康レベルの向上はあり得ない。したがって、健康相談・健康教育においても、個人のセルフケア能力を高める働きかけが

重要視されなければならない。

セルフケア能力を高める働きかけ、特に人々の健康意識の向上を第一の目標として活動する保健婦にとっては、その活動の方法としては、教育的働きかけが基本となる。しかし、健康意識を高め、健康生活の実現に向けて援助するためには、知識を与えるという教育的な働きかけのみでは不十分で、相手の迷いや困難を心から受けとめ、共に悩み共に考えるという受容と共感のプロセス、つまり相談的な対応が不可欠である。保健婦は、このように教育的働きかけと相談的対応を相互補完的に組み合わせてサービスを提供するのである。

保健婦が住民に働きかける方法として、多数の人々か個人を対象とするかにより、便宜上、集団指導、個別指導に分け、前者を健康教育、後者を健康相談と称することが多い。こうした区別は、保健婦のもつ看護技術をその機能によって分類したものではないことを注釈した上で、次に、健康相談と健康教育の新任期現任教育の指針について述べる。

## 1) 健康相談

保健婦の行う健康相談には、保健婦が中心となって行う日常の保健活動としてのプライマリレベルの機能を果たすべきものと、多職種が加わり地域のさまざまな活動を支え充実させていく活動としてのセカンダリレベルの機能を果たすべきものがある。

### (1) プライマリレベルの健康相談

地域保健法の改正によって対人サービスが市町村に委譲された現在、保健所保健婦が担当地域に出向いて（いわゆる地区活動としての）健康相談を行う機会はなくなっただと思われる。しかし、電話や来所による健康相談は、あらゆる人々の健康生活上の問題を受け止めるプライマリレベルの機能を果たすべきものとして位置づけることができる。最も身近な相談相手として、どんなことでも相談できるという信頼関係が結べるよう、ひとつひとつの相談を積み重ねていくことが必要である。また、次で述べるセカンダリレベルの多職種で行う相談事業を効果的に展開させるためにも、プライマリレベルでの相談的対応の充実を図ることが重要である。

ここでは、保健婦のもつ相談技術の育成について述べる。

#### ① 新任期の達成目標

- ・対象者との間に信頼関係を結ぶことができる。
- ・対象者の健康生活上の問題を的確に捉えることができる。
- ・対象者の問題解決のための援助ができる。
- ・対象者の問題解決に必要な社会資源を考えることができる。
- ・あらゆる対象の健康上生活上の問題に応えようとする態度を身につけることができる。

#### ② 現任教育方法

##### a) 保健婦の専門性を理解させる

保健婦の行う健康相談が他職種の行う健康相談とはどこが違うのか、ひとつひとつの相談事例を通して学ばせることである。intake 面接を重ねさせることが必要である。

##### 疾病ではなく生活に着目する

現在の対象者の生活に着目し、健康生活上の問題を明らかにし、具体的、現実的な手だてを考えていくのが保健婦の相談的対応である。対象者の生活の送り方を整えることによって本人や家族の問題解決能力を引き出しセルフケア能力を高めることがねらいである。

新任期の保健婦は、解決すべき問題は何か、焦点が定まらず相談者の生の訴えに右往左往されがちである。相談者が直面している生活上の問題に焦点をあて、相手の気持ちや考え方を確認し問題を整理していくことが必要である。指導保健婦としては、新任保健婦が行った相談事例を報告させるなどして、焦点をどこにあて問題を整理していくか、保健婦の視点を示してみせる場面をもつ。また、保健婦は解決すべき問題を生活と関連づけて再認識させ、具体的・現実的な解決策を共に考えていくのであるが、新任保健婦はまだ生活経験も少なく対象者の具体的な生活イメージが十分描けないことも多い。生活と関連づけて考えることや具体的・現実的な解決策についても報告を聞く中で、考え方を示したり、知識や経験をアドバイスしていく。また、積極的に訪問に行かせるなど、さまざまな対象者の生活のありようをより多く体験させる機会をもつことも必要であろう。さらに、年齢を重ねると個人の生活歴には差があることを、記録を通じて教えることも必要である。

#### 受容と共感のプロセスを大切にす

保健婦の援助は、現在のその人の不安や悩みをあるがままに受け入れ分かち合うことから始まる。このような信頼関係を確立すること自体が問題解決の重要な糸口となることが多く、保健婦との話し合いによって自分の気持ちを整理して、自分の問題を冷静にみつめ、合理的に対応する能力を発揮できるようになる。そしてこのプロセスが、対象者のセルフケア能力を高めるための援助になるのである。

新任期の保健婦は自分の知識や情報不足から相談業務は気後れしがちであるが、相談者が最も求めているのは困難や不安をしっかりと受け止め、誠実に応じてくれることであることを理解させる必要がある。それは、実際に経験する中で感じ取っていくものであるが、客観的に相談過程を評価してフィードバックしてやることも必要である。また、新任保健婦は、何らかの解決策を提示することに気負いを感じていることも多い。保健婦は、あくまでも対象者のセルフケアを目指すのであり、この受容と共感のプロセスを経て、対象者が自分で決めることができるように援助していくことを理解させることも必要である。

「指導しなければ」ではなく、相手の気持ちを十分にきく態度をとるようにさせる。これについても、客観的にフィードバックする機会をもつ。

#### 潜在的な相談ニーズに積極的に応える

保健婦は、健康相談の場に限らず日常の活動のあらゆる場面を通して、本人は相談する必要性を感じていない人に対しても保健婦の方から問いかけ、相談関係を形成する。また、本人が問題とは気づいていないことを気づかせることから相談が始まることも多い。このような潜在的ニーズを掘り起こしていく役割は他の職種にはない保健婦固有の機能である。保健婦としては、積極的に住民の生活の場に出向いて相談的關係を形成していくことが重要である。現在の保健所保健婦としては、このように住民の生活の場に出向く機会が少なくなってしまうが、住民に限らず日常の活動で出会うすべての人々に対して相談回路を開いていく試みが大切である。新任期の保健婦に、そのような認識と態度をもつように促していく。それには、先輩保健婦が実際に態度や行動で示し、気づかせることが大切である。

#### **b) 保健婦個人の傾向特性に気づかせる**

保健婦は、対象者と信頼関係を確立するところから援助が始まる。そして、本人が自分の問題解決に向けて取り組むことができるよう支援していく。信頼関係の確立には、その



人から受ける印象、言葉遣い、態度などが影響を与える。しかし、新任保健婦は、相手にどんな印象を与えているのか、また自分の発言を相手がどのように受け止めているのかについては思いが及ばないことがあり、それに自分では気づいていないことも多い。相談場面に限らず日常の会話や発言、記録などから、新任保健婦の思考特性とあわせて捉えて、客観的にフィードバックする機会をもち、本人に気づかせる必要がある。

#### c) 保健婦個人で抱え込まないように支援する

保健婦は、問題をまず受け止め、自分では解決できないものや、他の専門家による解決の方が好ましいものは、他に委ねていく。しかしながら、新任保健婦は、「自分が解決しなければならない」という強い思いや、相談相手が見つけれないこと、どのような問題をどのような社会資源に結びつけていけばよいか的確に判断できないことなどにより、自分で問題を抱え込んでしまうことが多いようである。これらについて、指導保健婦は、適宜、新任保健婦が抱えている相談事例について報告を受けるようにし、よき相談者としての立場を明確にし、個人で抱え込まないように支援すると共に、適切な社会資源や他職種へ結びつけていくアドバイスを行う。

### (2)セカンドレベルの健康相談

保健所の二次機能として実施している、療育クリニック、精神保健相談、難病相談など多職種で行う相談事業について述べる。

#### ①新任期の達成目標

- ・事業の意義や目的を理解し、保健婦の役割を考えることができる。
- ・事業の目的から、事業の協力を得る各職種に期待する役割を考えることができる。
- ・来所者の問題を把握し、相談に関わる各職種に必要な情報を提供するなど、来所者の問題が解決に向かうよう準備できる。
- ・事業実施後、来所者の問題が解決に結びついたか確認し、各職種の協力体制のあり方について見直すことができる。
- ・必要があれば、協力を得たい内容について、他職種に伝えることができる。

#### ②現任教育方法

##### a) 事業における保健婦の役割を考えさせる

保健婦の役割は、来所者が自ら問題を解決しようとする意欲を支え、よりの確な助言・指導により問題が解決に結びつくように援助することである。保健婦の役割を認識することによって、事業の運営方法が変わってくる。指導保健婦は、事業を実施するにあたり、事業の意義や目的を確認させると共に、保健婦が加わる意味について問いかけを行い考えさせる。

##### b) 会場設営のあり方考えさせる

施設環境の都合やマニュアルによって、会場設営はすでに準備され決まっていることが多い。しかし、新任保健婦には、マニュアルにそって決まっている通りに実施するのではなく、来所者が相談しやすい環境づくりや、来所の負担が少ないように時間や事業の流れを工夫するよう考えさせる必要がある。それには、事業を予定通り実施することとに気を取られるのではなく来所者の言葉や様子に関心をもてるように、事業実施後のカンファレンスの場や事業報告時に問いかけていく。

### c) 来所者の問題を把握させる

来所者の把握経路は、市町村保健婦を通して相談が入る場合と保健所保健婦が独自に対象者を把握して相談に呼ぶ場合とがある。いずれの場合においても、事前に来所者の問題を明確にし、来所の目的を確認しておく必要がある。事前に訪問を行い、信頼関係を得て、解決すべき問題を明確にして来所に応じられることが望ましいが、たとえ市町村保健婦からのケースであっても、保健婦の視点で情報をとり来所者の生活上の問題を把握することが必要である。そして、保健所保健婦が把握した問題にそくして、相談に応じる多職種との調整が図れるようにしていくことが必要である。指導保健婦としては、事業実施前に、新任保健婦が捉えている来所者の問題を明確にし、問題解決に結びつけるためにはどのような調整が必要か新任保健婦の考えを確認し、アドバイスを行う。

### d) 来所者の問題が解決されたか考えさせる

毎回の事業の評価として、来所者の問題が解決に結びついたか確認させることが必要である。相談によって来所者の抱えていた悩みや不安が解消されたか、適切なアドバイスが受けられたか、現実の生活に結びつけて捉えられているか、相談の結果を来所者がどう受け止めたか、事業実施後のカンファレンスの場や事業報告時に確認させていく。また、その結果（評価）から、相談に関わった多職種の協力体制について見直すことができるように、問いかけるなどして考えさせ、新任保健婦の考えを確認し、他職種に働きかけていく方法について援助することが必要である。

さらに、解決に結びつかなかった要因は何か、考えさせることも大切である。そして、ひとりひとりの問題を集積して、問題の解決には何が必要か、次の支援活動につなげていけるよう考えさせることが必要である。そのために、考えさせる問いかけを行い、「考える」ことに気づかせる。また、ひとりひとりの問題をマスで見る視点がつくれるよう、問題を整理して分析させるなど方法を提示することも必要である。

### e) 保健所の二次機能としての事業であることを考えさせる

問題を解決する場は、その人の生活の場である。その人の健康生活への援助は継続されることを意識させることが必要である。市町村保健婦からのケースの結果を担当者に返すことは当然であるが、保健所保健婦として捉えた問題を市町村に返すことを学ばせる必要がある。年間の事業報告時に、相談件数といった数だけをまとめるのではなく、もう一度、生活者としての対象者の問題に戻って問題を整理させる。そこから捉えた問題を管内保健婦連絡会などで報告する機会を与えることも必要である。

## 2) 健康教育

### (1) 健康教育とは何か

健康教育については、さまざまな定義がなされているが、健康教育固有の目的としては、知識・態度・行動の変容と、それに加えて主体性の育成、自己決定能力の開発があげられる。保健婦が行う健康教育の目的は、あくまでもセルフケア能力の育成である。住民のセルフケア能力を高めるための知識や技術の提供を通し、住民自らが、自分の健康状態を認識し、現状を判断し、問題を発見し、解決するための内容と方法を決定し、実行にうつし継続できるようになる過程を援助することである。保健婦は、健康教育の主体が住民であることを認識し、共感できる立場から働きかける姿勢が大切である。さらに保健婦として

は、住民個人の健康問題を地域の生活と結びつけて捉え、個人の健康問題から地域の健康問題を考え、最終的には地域住民が力を出し合って主体的に問題解決していけることを目標とした働きかけを行うことが必要である。

保健婦が行う健康教育の方法には、個別の働きかけ、集団への働きかけ、啓発教育的働きかけ、の三つに大別できる。

## (2) 個別の働きかけ

健康相談や家庭訪問の対応の過程の中で行われるものである。

### ① 新任期の達成目標

- ・保健婦が行う健康教育の目的について考えることができる。
- ・対象者のセルフケア能力を高めるための働きかけが理解できる。
- ・個別援助のなかで、家族全員を対象とする働きかけができる。
- ・個別援助のなかで、予防的働きかけができる。
- ・あらゆる機会を健康教育の場として活用しようとする態度を身につけることができる。

### ② 現任教育方法

#### a) セルフケア能力を獲得していく過程を学ばせる

保健婦の援助は、個人が健康の維持・増進への意欲を高め、セルフケア能力を獲得していく過程を援助することである。セルフケア能力を獲得していく過程は、まだ十分に明らかにされていない。しかし、セルフケア能力には、自分の健康状態や健康に影響を与える状況に関心を向けること、その現状を認識すること、判断すること、解決すべき問題を発見すること、問題を解決するための内容と方法を決定すること、実行にうつすこと、継続すること、周囲にはたらきかけることがあげられる。さらに、セルフケア行動には、さまざまな要因が影響している。さまざまな要因に影響されながら、個人がセルフケアを実行していく過程を、多くのケースから理解することが大切である。新任保健婦には、積極的に健康相談や家庭訪問をさせて、さまざまなケースのセルフケア能力を獲得していく過程を体験させ、知識をもっていることとセルフケアができることとは違うことを理解させる。そして、その人がセルフケアできるようになるためには何が必要なのか、報告や記録を通して考えさせる。

#### b) セルフケア能力を高めるための働きかけを学ばせる

新任保健婦では、健康教育というと知識を提供することと考えてしまいがちである。保健婦が行う健康教育は、セルフケア能力を高めるための知識や技術の提供であることを理解させ、「わかっているけどできない」といった住民の感情に共感することの大切さや、自分の問題に気づかせたり、解決への意欲を高めたり、自分で判断し決定していくことを支える働きかけの必要性を理解させる必要がある。また、提供する知識や技術は、対象者の理解の程度や実際の生活に即したものであることが必要である。このような働きかけのプロセスを新任保健婦に体験させると共に、先輩保健婦が示してみせたり、新任保健婦が行った働きかけを客観的にフィードバックする機会をもつ。

#### c) 家族全員を対象とする働きかけを学ばせる

保健婦は、対象者個人だけでなく生活を共に営む家族全員をサービスの対象としている。新任期の保健婦は、目の前の個人の問題に関心を向けがちである。先輩保健婦が、家族全

員を対象とした教育的働きかけを示してみせたり、新任保健婦が行った働きかけを客観的にフィードバックする機会をもつ。また、報告や記録の中から指摘して気づかせることも必要である。

#### d) 先の見通しをもって予防的働きかけを行うことを学ばせる

保健婦の働きかけのもう一つの特徴は、予防的働きかけを行うことである。対象者の生活の実態から先の見通しをたてて予防的働きかけを行うことの必要性を、報告や記録の中から指摘し気づかせる。また、健康管理の側面から健康診査の受診勧奨を行うといった働きかけの必要性についても、考えさせる機会をもつ。

#### e) あらゆる機会を健康教育の場とすることを学ばせる

あらゆる機会が健康教育の場となることを学ばせる必要がある。たとえば、保健所の取り組みとしてさまざまな調査を行う際も、調査対象者に教育的働きかけを行う機会であることを考えて調査を工夫することが必要であり、また他職種や住民の代表と共同で実施する場合も、他職種や住民の代表に働きかける機会として調査を工夫することが必要である。これには、先輩保健婦が自ら実際に行動で示し、新任保健婦に気づかせることが大切である。また、調査を実施するについて保健婦としての意図や工夫を伝えていくことも重要である。

### (3) 集団への働きかけ

保健所保健婦としては、同じ職業集団に属する人々を対象とすることが多いと思われる

#### ① 新任期の達成目標

- ・ 事業の意義や目的を理解し、事業の位置づけを明らかにできる。
- ・ 地域の健康ニーズ、対象者の実態を把握し、テーマを決定できる。
- ・ 事業の目的、対象者の実態にそくした効果的な健康教育の方法を考えることができる。
- ・ 対象者同士の相互作用を大切にしたい働きかけを考え、活用することができる。
- ・ 事業の目的、地域の健康ニーズから、事業に協力を得たい職種について考えることができる。
- ・ 事業に協力を得る各職種に、事業の目的、協力を得たい内容や期待する役割を伝えることができる。
- ・ 事業を評価する指標をもち、自分なりの評価をすることができる。

#### ② 現任教育方法

##### a) プログラムを立案させる

新任保健婦には、自分なりに健康教育プログラムを作成させ、その意図を確認しアドバイスを行う。

##### 対象の理解とテーマの選定

働きかける対象とテーマは、保健婦が捉えている地域の健康ニーズに従って決定される。保健婦が企画して実施する場合でも、地域住民から依頼を受けて実施する場合でも、地域の健康ニーズと照らし合わせて、対象を理解し、テーマを決定することが必要である。例えば、同じ職業集団に属する人々を対象とする場合でも、地域全体のセルフケア能力を向上させる立場から、対象者に担ってほしい役割は何かを考えてテーマを設定させる。また、働きかける内容については、対象者の実態に即したものが必要であり、新任保健婦には、

事前に対象者の実態を把握させることが大切である。依頼を受けて実施する場合でも、依頼側の目的を確認させ、保健婦としての目的を確認し、明確にさせる。

#### 動機付け

参加者が「自分の問題」であることに気づき、生活と結び付けて問題を捉え直し、解決しようという意欲を起こさせることが重要である。そのような気持ちを起こさせるためには、参加者の内面にある意識や認識に働きかけることが必要であり、参加者自身が「確かにそうだ、自分にもあてはまる」と思う素材の提供や、自分の理解の仕方の曖昧さや健康を維持したい思いに気づくことができるよう工夫することが必要である。このような働きかけについて、新任保健婦には学習させると共に、ここでも、事前に参加者の関心ごとや生活の実態を把握させることが必要である。

#### 媒体の工夫

健康教育では知識と技術を伝えることが一つの目標であるが、一方的に伝えることなく、必要な知識や情報、技術を、参加者の状況に合わせて提供する方法を工夫することが必要である。現在の健康情報が溢れている社会の中では、参加者は多くのさまざまな情報を得ている。保健婦は、これらの断片的な情報を、もう一度、人間の身体の仕組みや生活の送り方と結びつけて具体的に系統的に理解できるようにすることが重要である。そのために、どのような媒体を用いて説明をするか、さまざまな工夫をさせる。新任保健婦には、既存のものを活用するだけでなく、自分で考案させることも必要であろう。

#### 健康相談との組み合わせ

セルフケアの確立には、教育的働きかけと相談的対応を組み合わせる行うことが重要である。集団を対象とする場合でも、個人の理解や認識の状況を確認する場面や、個人の抱えている問題が解決の方向に向いているか、残されている問題がないかを確認する機会が必要である。このような個別の対応を加える必要性についてアドバイスして認識させる。

#### 評価について

新任保健婦なりの事業を評価する指標をもたせることが必要である。これは、評価を行うことまでが事業実施のプロセスであることを認識させることになり、また評価を行うために事業の目的を明確にさせることにつながる。さらに、評価を行うことで、新任保健婦の活動への意欲を高めることにつながる。指導保健婦としては、新任保健婦が適切に事業評価を行えるようにアドバイスすると共に、新任保健婦の教育的働きかけの方法についても客観的にフィードバックする機会をもつ。

#### **b) 対象者同士の相互作用を大切にしたい働きかけを学ばせる**

保健婦の働きかけでは、対象者同士の相互作用を大切にしている。参加者全員が自分の気持ちや思いを表現でき、本音を引き出すことが大切である。このプロセスが、参加者自身が自分を見つめ直すことになり、解決への意欲を引き出すことになる。これを可能にするための雰囲気づくりや参加者同士を結び付ける話の展開の仕方について、新任保健婦には先輩保健婦のやり方をみて学ばせる機会をもつと共に、新任保健婦のやり方を客観的にフィードバックする機会をもつ。

#### **c) 他職種と共同する意味について考えさせる**

保健婦単独で実施するよりも、医師、栄養士、運動指導士をはじめさまざまな職種と共同で実施することも多い。新任保健婦には、何のために他職種と共同で実施するのかにつ

いて考えさせる必要がある。保健婦として教育プログラムの全体枠組みをきちんと捉え、その上でどの部分を専門職に担ってもらえるのかを考えられるようにすることである。指導保健婦としては、教育プログラムを確認する中で、新任保健婦の考えを確認する。そして、他職種との事前の打ち合わせでは、何を伝えればよいか事前に準備させて確認しておくと共に、実際の調整場面では保健婦の意図がうまく伝わるよう手助けする。さらには、保健所として今後の長期展望の中で、どのような職種と共同活動していくとよいかについても考えられる機会が与えられるとよい。

#### (4)啓発教育的働きかけ

不特定多数の人を対象に、あらゆる媒体を用いて働きかけるものである。保健所としては、この啓発教育的働きかけが活動の重要要素である。

##### ①新任期の達成目標

- ・広報活動のあり方について考えることができる。

##### ②現任教育方法

###### a) 新任保健婦の新鮮な視点の発想を活かす

保健所として取り組むべきテーマについて考えさせ、新任保健婦なりに広報活動のあり方について考えさせる機会が与えられるとよい。どこへ、どのような情報を提供するとよいか、どのようなコミュニケーション手段をとるか、新任保健婦の新鮮な視点の発想を活かした考えを取り入れると、その結果は新任保健婦のやる気にもつながると思われる。

## 5 調整機能を発揮するための会議について

### 1) 調整機能を発揮するための会議とは

保健婦が関わる会議には、事業として位置づき保健所や市町村の責任として行われる会議、各種保健福祉事業の打ち合わせ会議、業務担当者会議、多くの複雑な問題を抱える個別事例への支援や管轄地域のヘルスニーズへの対応を検討するための突発的または緊急の会議など保健所や市町村が実施主体となる会議が様々あり、かつ定例的な会議もあれば不定期な会議もある。また、他機関が実施する会議に、保健福祉施策を担う立場として、保健所や市町村担当者が出席を求められることも多々ある。ここでは、実施主体がどこであるにしろ、他機関と会議をもつ場合に新任期に求められる能力と現任教育方法について述べる。以下に保健所や市町村の事業として位置づいている代表的な会議とその目的及び保健婦の立場からのねらいをあげる。

#### (1) 実施主体が保健所である会議

##### ①保健所保健・福祉サービス調整推進事業による保健福祉サービス調整推進会議

これは、より充実した保健福祉体制を確立するため、保健・医療・福祉等関係者の連携強化を図ることにより、保健所における保健婦の訪問活動及び主婦等を対象にした保健福祉教室を効率的に推進することを目的としている。この会議は、難病患者や精神障害者、障害児者、痴呆性老人などへの援助について関係者が検討する場、患者や家族も含めて情報交換及び交流できる場、保健・医療・福祉等関係者が情報交換を行ったり自己の専門性

を高めるための学習の場等、関係者が個別事例への支援目標を共有し互いの役割認識を促し、個別事例も含めて同様の問題をもつ対象への支援の関心を高め協力関係を強化したり、会議そのものが患者や家族のニーズを充たすための直接的働きかけになったり、関係者の支援の質を高めることをねらって実施できる。保健婦として地域ケアシステムを推進していくために、どのような意図をこめて会議を企画し、運営するのが重要である。

#### ②保健サービス評価支援事業による委員会会議

これは、健康診査などの保健事業の質の向上を図るため、市町村が行う保健事業の自己評価について、都道府県が広域的に評価を行うものであり、都道府県保健所においては、保健所長、管内の各市町村における保健事業を担当する責任者、医師、保健婦等保健事業従事者および学識経験者等により形成される「保健サービス評価支援委員会（地域委員会）」を設置するとされている。保健所は、支援事業の目的および事業実施の趣旨への市町村の理解と協力が得られるように努めながら、委員会会議を、市町村が行う自己評価の方法や自己評価の結果が確認できる資料づくりについて協力する場としたり、自己評価の結果をもとに現在実施されている保健事業の成果と問題点を明確にし、保健事業の質を向上させるために各市町村が具体的にどのようにしていったらよいかを考えられる場にする必要がある。

#### ③保健所運営協議会や地域保健医療協議会等の各種協議会

保健所管内または二次医療圏の地域保健や社会資源を有効に活用した保健・医療・福祉のシステムの構築を検討したり、保健所の運営に関する事項を審議したりするために、保健所には各種の協議会が設けられている。協議会委員は各機関の長レベルの人がなるが、協議会には検討事項にあわせて母子保健部会や成人保健部会といった部会や下位組織が設けられたりすることもしばしばあり、そこに保健婦が参画する機会は多い。協議会は、管轄地域の保健・医療・福祉の主要な組織、しかも組織の責任者がメンバーとなっているので、協議会で審議し、方向性を出すことは、地域ケアシステムの推進を図る上で重要である。保健婦は下位組織における会議を、管内市町村における保健・医療・福祉の内容や実態、ヘルスニーズを把握したり、市町村保健婦や関係機関及び関係者の思いを捉え、管内における問題を明確にし、問題解決のための方法や条件づくりのために何が必要かを検討できる場にし、それが協議会における審議事項や問題提起として取り上げられるようにする必要があるのである。

### (2) 実施主体が市町村である会議

#### ①健康づくり推進協議会

市町村民の健康を守り、寄与するために、必要な情報収集をしたり、市町村施策を協議し、保健行政に対する協力や助言を得るために、健康づくり協議会が設けられる。委員は、地域団体代表者や保健医療福祉、教育等の関係機関代表者であり、保健行政担当者は事務局的な役割を担う。保健婦が直接この協議会に参加することはないが、関係機関代表者が一堂に会して話し合う場であるので、保健婦は、関係機関との連携や協力による地域の特性をいかした地域ケア体制づくりや健康の保持増進を図るための生活環境づくり等に活かしていかなければならない。そのためには、保健婦活動の中から捉えているヘルスニーズやそれを解決するために必要な課題を明確にし資料に示すなどして、上司に理解してもらい、協議会の審議事項にもちあげてもらふ必要がある。各市町村のヘルスニーズの明確化

や資料づくりについて、保健所保健婦は専門的かつ技術的支援をしていく必要がある。

## 2) 新任期の達成目標

保健婦には、会議を行い関係機関との意見交換や調整を意図的に行い、調整機能を発揮して個別事例への支援や地域ケアシステムづくりを推進させていく能力が求められる。以下に、新任期における達成目標を述べる。

### (1) 市町村や保健所が実施主体となる会議

- ・会議が実施されるようになった経過を知り、会議の目的を把握することができる。
- ・会議目標達成のための方法を考慮し、開催日時の調整をはかる。
- ・個別事例から会議で解決が望ましいことは何かを会議の実施要項なども合わせ考えることができる。
- ・関係機関との会議の準備に参加し、資料づくりやメンバーへの会議開催前の折衝の一部を担当する（会議参加への働きかけ、会議の目標の伝え方、会議における役割等の説明の仕方と折衝方法などをそのなかから学ぶ）。
- ・関係機関との会議では記録などを担当し、会議運営の基本（挨拶、席順、お茶だし等）  
・会議目的・構成メンバー・地域のしきたりなど理解でき、会議の実施方法に活かすことができる。
- ・会議実施方法の適否を考えることができる。

保健婦として新任期に大切なことは、第一に実施要項なども合わせ会議が実施されるようになった経過及び会議の目的を把握することができることである。個別事例への支援を検討するような会議では、会議で解決が望ましいことは何かを考えられなければならない。そして、会議目標達成のための方法を考慮し、様々な関係機関が気持ちよく参加できるように開催日時の調整が行えると共に会議参加への働きかけ、会議の目標の伝え方、会議における役割等の説明の仕方と折衝方法を学んだり、会議の運営の基本や、構成メンバー、地域のしきたりを活かした会議の実施方法を学び、会議実施における調整能力の素地を養わなければならない。

特に保健所保健婦としては、保健所として会議を実施する目的を保健所の役割との関連で認識していなければならない。内容が何であれ管内市町村の参加は不可欠ことが多い。管内市町村の状況や市町村保健婦の意向を考慮して会議を実施することを学ぶ必要がある。そのためには、地区把握による情報の整理や日常業務における市町村との横並びの関係づくりに努め、市町村保健婦の意図や気持ち、求めていることを捉えておくことが必要になる。

### (2) 他機関が実施する会議

- ・事前に会議資料を読み、会議の背景（主催者の考え）、保健所として参加する目的・役割について考えることができる。
- ・保健所としての考えを上司に聞くことができる。

事前に会議資料を読み、主催者の考え等会議の背景、保健婦として参加する目的・役割について考えられなければならない。特に保健所保健婦の場合は、保健所としての考えを求められるので、保健所として参加する目的・役割を考えられると共に保健所としての考えを上司に聞いておくことが必要になる。



### 3) 現任教育方法

#### (1) 会議の一部を担いながら、先輩保健婦や上司から学ぶ機会をつくる

関係機関との会議の準備段階から実施に至る経過の中で新任保健婦は助言を得ながら一部を担い、先輩保健婦や上司の関係機関への対応、会議での発言などをみて学ぶ機会が必要となる。具体的には、会議の目標を確認した上で、会議資料の作成やメンバーへの会議開催前の折衝の一部を担当する機会や、会議の記録や、挨拶、席順、お茶だし等の会議運営の基本となる部分を担当する機会を設ける。そして、適宜会議内容や会議構成メンバーについて意見を示したり、会議の進行方法、会議における役割分担、会議資料についてアドバイスしたり、有効な資料や情報の提供をする。このことによって、先輩保健婦や上司が果たしている役割を学ぶことができる。

#### (2) 会議の成果を確認したり、共有できる機会をつくる

会議の成果について確認したり、所内で共有化できる機会を設けることにより、会議の成果を地域ケアシステムづくり推進に意味づけて捉えられ、今後の活動への活かし方や会議実施方法の適否を考えることができる。

#### (3) 市町村の健康ニーズやケアシステムづくりとの関連で会議実施の目的を考えられるようにする

保健所においては、市町村課題や地区診断への助言やサポートが必要となり、市町村の業務や市町村保健婦の思いを伝えたりし、新任保健婦が市町村保健婦の活動についてイメージでき、市町村の健康ニーズやケアシステムづくりとの関連で会議実施の目的を考えられるようにする。

#### (4) 他機関が実施する会議に参加する目的・役割が理解できるようにする

他機関が実施する会議の場合には、会議に参加する目的・役割が理解できるように支援する必要がある、特に保健所においては、管理者が保健所としての考えをまとめて示し、新任保健婦が保健所活動全体として、または関連する保健所事業との関連で会議に参加する目的と保健所としての取り組みの方向性を認識して会議に参加できるようにする。

## 6 グループづくり

### 1) 保健婦の行うグループづくりとは

地域の人々の多様なニーズに応えるためには、専門職だけではなく様々な人々の支援が必要になる。その様々な人々の中で、同じ健康問題や健康生活上の課題をもつ人々が、互いの悩みに共感し合い支え合うことにより、孤立せず、保健婦を含めた専門職では代替できない支援を得、主体的に問題解決できることを目的とするのが、保健婦の行うグループづくりである。このグループづくりには、保健事業を含む保健婦活動の中で個々のニーズを捉え、同様の健康問題や悩みを持つ人々同士の交流や仲間づくりによりそのニーズが満たされると保健婦が判断して、保健事業の延長線でもまたは「また集まりませんか」とか「集まりをもちましょうか」と声をかけ、試行的に交流する機会をつくり、参加メンバー

の意欲や主体を支えながら、またグループをつくり交流することが自分たちのニーズを充たすためにどのように役立っているのかを意識化させながら、グループに発展させている場合と、必要性を感じ身近な仲間同士や口コミ、広報活動により関心のある人を集めるなどして既にできているグループへ関わる場合とがある。それぞれの例を以下に述べる。

#### (1) 保健婦が対象のニーズを捉え、保健事業の延長線上で行っていくグループづくり

これには、育児や療育支援を目的に、母親学級や育児教室、集団による発達相談などで対象者同士が交流する機会を設けながら主体的なグループに発展させていく育児グループや障害児をもつ親の会などがある。また、難病患者地域支援対策推進事業の医療相談や保健福祉サービス調整会議として、難病患者や家族の集い、痴呆性老人を抱える家族の交流会を何度か実施し、交流による成果を確認しながらつくられていく患者会や家族会、精神障害者を対象とするデイケアや精神障害者のための家族教室からつくられていく患者会や家族会がある。さらに、基本健康診査の事後フォローとしての健康教室参加者の、継続して学習したいとか仲間同士支え合って糖尿病などの慢性疾患に対するセルフケア力を高めたいといった意欲を引き出し、支えるための健康づくりグループ、介護教室などの受講者が身につけた技術を役立て、そのことで自分自身もまた何かを得て自己実現を図りたいといった希望や地域の中の支えてになって欲しいという保健婦の期待をこめてつくられたボランティア・グループなどがある。保健婦は、グループづくりにより、個々のメンバーのニーズが充たされているか、時に見守り、時に支援する立場にあると同時に、個別援助において、これらのグループを地域資源として紹介したり、グループの人たちに相談にのってもらおう等支えてとしての役割を期待する立場になる。重要なことは、グループができたからといって、保健事業として担うべき所まで無責任に放棄することがないよう、保健婦または保健事業として支援すべきことを判断することと、特定のメンバーのみ負担が大きくなるよう注意することが重要である。

#### (2) 既存のグループへの関わり

これには、身近な仲間同士で自然発生的にできた育児グループや保育所の保護者会からできた育児グループ、アルコール依存症者のためのセルフヘルプグループである断酒会などの、設立に関与していないグループがある。地域資源として紹介し、支えてとして期待する点では、保健婦が設立に関与しているグループと同様である。保健婦は、求めに応じ専門職として情報提供やアドバイスをして支援する立場にあるが、そのグループへの理解を深め、メンバーが抱える健康問題や悩みに同様に関心をもつ仲間として、保健婦自身の知識や技術を提供するといった姿勢が必要である。注意すべきことは、保健婦の独りよがり、グループの目的とは違った方向づけをしようとするなどの、グループの決定や自立、主体性を損なう関わりをしてはいけないということである。

## 2) 新任期の達成目標

グループづくりは、個々のニーズを捉えた上で、グループをつくることにより充たされるニーズを捉えた時に行われ、グループの主体を保健婦が側面から支えていく必要がある。以下に、新任期における達成目標を述べる。

- ・グループづくりの目標を対象と共に明確にし、関連する事業や地区活動における位置づけを考えられる。

- ・グループの活動をメンバーがどこまで担えるかを判断し、どのような支援が必要か、グループ活動における保健婦の役割を考えられる。
- ・常にメンバーの思いを聞いたり、意見を反映する努力ができる。
- ・先輩や上司、保健婦が所属している組織における必要な部署、必要な人材や関係機関に、グループづくりの目的と関連する事業との位置づけ、方法を説明し、支援を得たり、協力を依頼することができる。
- ・同様のニーズをもつ人々へのグループの周知方法をグループメンバーや先輩保健婦、上司、市町村と考えられる。
- ・グループづくりの目標が達成できているか評価し、協力を求めた人材や関係機関に対しては、グループメンバーの反応をフィードバックすると共にグループへの協力関係のあり方を見直すことができる。

保健婦として新任期に大切なことは、ニーズを充たすようなグループづくりの目標を対象と共に明確にし、関連する事業との位置づけや地区活動の中での位置づけを考えられることである。そして、グループの活動をメンバーがどこまで担えるかを判断し、どのような支援が必要か、具体的には活動の場や予算、物品、活動に必要な人材や協力依頼が必要な機関、グループ活動における保健婦の役割等を考えられなければならない。最初は、保健婦が中心となって活動することも多いが、グループは同じニーズをもつ者同士が主体的に問題解決できることを支える場であることを念頭に置いて、常にメンバーの思いを聞いたり、意見を反映する努力ができなければならない。また、一見メンバーだけで活動ができるように見えても、グループづくりの目標との関連で側面から見守り支える姿勢が不可欠である。つまり、メンバー自身が担える役割とそれを支え補う支援を再三再四検討し判断することを学ぶ必要がある。グループづくりは、各種保健事業で捉えたニーズを充たすための新たな活動として実施されることが多いので、先輩や上司、保健婦が所属している組織における必要な部署、必要な人材や関係機関に、グループづくりの目的と関連する事業との位置づけ、方法を説明し、支援を得たり、協力を依頼する必要がある。また、同様のニーズをもつ人々へのグループの周知方法をグループメンバーや先輩保健婦、上司と考えられなければならない。そして、グループづくりの目標が達成できているかまたはグループづくりの目標は今ままでよいか（メンバーのニーズは充たされているか）、グループの主体が支えられているか、支援のあり方はよいか等評価し、協力を求めた人材や関係機関に対しては、グループメンバーの反応をフィードバックすると共にグループへの協力関係のあり方を見直すことができなければならない。

保健所におけるグループづくりは、稀少疾患や市町村だけでは問題解決が難しいニーズをもつ人々、保健所の責任とされている人々が対象となる。広域的となり専門機能をもつ関係機関や職種の協力が必要となることも多い。グループづくりの目的を明確にし、支援のあり方を考え、評価できる点については前述したことと同様であるが、特に保健所保健婦としては、グループ活動へ参加するための対象のアクセス方法について把握し必要な支援を考えられること、対象のニーズを充たすためにどのような専門機能をもつ人材や関係機関の協力が必要か判断し交渉すると共にそのための予算について考えられること、グループ活動の周知について市町村保健婦の協力が求められるといった調整能力も必要になる。

### 3) 現任教育方法

協力依頼する人材や関係機関の判断がつかなかったり、協力依頼でつまづくことが多いので、情報提供や適切な交渉方法についての助言をしたり、場合によっては、新任保健婦に同行したり、または代わりに関係機関に出向き協力を求めることが必要である。その際、地域ケアシステムづくりとの関連でグループづくりを通して協力・連携関係を強化したい人材や機関、交渉方法を助言したり、グループづくりの目標について討議する場を所内で設け、地域ケアシステムづくりまでも含めたビジョンを示す。このことにより、新任保健婦はグループづくりを、地域ケアシステムづくりの視点で捉えられることができるようになる。また、グループ活動そのものへの関わり方についても、保健婦としてどこまで関わった方がいいのか等悩むことが多いので、その気持ちを受けとめ、グループづくりの目標に立ち戻って助言する必要がある。

## II 企画機能を高めるために

### 1 地区診断

#### 1) 保健婦の地区診断で重視すべき点

保健婦は公衆衛生看護活動の目標のために、活動を計画的に展開するが、保健婦の行う地区診断では、住民の生活実態を把握したことを専門家として判断し、将来を見通して今何が必要かを考える。すなわち、公衆衛生活動計画実施中に看護の視点をとり入れることが大切である。この看護の視点とは個々の生活実態の積み重ねから地域全体の問題は何かを探ることである。特に新任期においては、自分の地区を初めて持ち活動を展開するのであるから、個別の生活を基に地域の状況を知り地区診断をおこなうことが大切である。また、保健婦は1次予防を重視するので、地区診断を行うときも今困っている人のみ視野に入れるのではなく、将来を見通し地域の健康を考えていくのに、健康を阻害する要因、健康を増進する要因を考え、今何をしておくことが必要かを考えることが大切である。

#### 2) 地区診断の方法（健康ニーズを明らかにするプロセス）

##### (1) 健康ニーズとは何か

地区診断とは健康にニーズを捉らえることである。しかし、昨今ニーズがダイヤモンドと同じ言葉の様に用いられている。橋本正己は「地域保健活動の動向と課題」の中で、ニーズとは専門性からみた必要性と言いダイヤモンドと区別使っている。そこで、保健婦にとっての地域の健康ニーズとは、地域の将来を見通しさらに健康を向上させるために何が必要かを考えたこと（現在の状態、客観的な事実）と考えられる。

##### (2) 保健婦の行う地区診断の視点

地区診断というと、健康指標の分析のみが行われる場合が多い。しかし保健婦の行う地区診断は地域全体の特性を捉えた上、健康指標の分析を行い、また、生活実態から何を健康を阻害しているか、また社会資源の提供状況は健康問題を解決するのに役立っているか、